

別紙3

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（調査・実証・推進事業）

第1 事業内容

本事業の内容は次のとおりとし、補助対象経費及び補助率は別表1及び別表2のとおりとする。

1 畜産クラスター実証支援事業（以下「実証支援事業」という。）

地域の畜産関係者等が有機的に連携・協力し、収益力の向上に取り組もうとする畜産クラスター協議会に対し、次の取組について補助する。

(1) 検討会の開催

地域の畜産関係者等の連携・協力による収益力向上に向けた新たな取組に関する検討会の開催

(2) 先進地域等の調査

畜産クラスターの先進地域等の調査

(3) 畜産クラスターによる収益力向上に向けた取組の実証

収益力向上に向けた新たな取組を実証するために行う調査、分析、製品試作、飼養試験、実証ほ場の設置等の実施

2 畜産クラスター全国推進事業（以下「全国推進事業」という。）

畜産クラスターによる取組の全国的な推進を図るために必要な次の取組に対し補助する。

(1) 推進会議の開催

畜産クラスターの取組の推進の方向性や課題を抽出し、対応方策等を検討するための推進会議の開催

(2) 優良事例調査

国内及び海外の収益力向上に係る優良事例の調査並びに対応方策等の検討

(3) 畜産クラスターコーディネーターの養成

各都道府県ごとに畜産クラスターの取組に対する指導・助言や地域内の連携の調整を行うことができる者（以下「コーディネーター」という。）を養成するための研修の実施

(4) 畜産クラスターコーディネーターの活動支援

協議会の設立や運営に関する指導・助言、調査のための取組に対する支援

(5) 各ブロック単位での畜産クラスター普及活動

全国の各ブロック単位での畜産クラスターの取組を推進するためのセミナーの開催

(6) 畜産クラスターに係る普及推進・現地指導

地域で畜産クラスターに取り組む者の求めに応じて、畜産クラスターの取組に全国的な知見を有する専門家の派遣

(7) 畜産クラスターに係る情報交換

畜産クラスターの優良事例の全国発表会の開催等による全国の関係者の情報交換の実施

(8) 中心的な経営体の育成の推進

中心的な経営体を対象とした研修等の実施

(9) 畜産クラスターに係る全国実態調査

畜産クラスターの取組に係る全国調査、分析、情報発信

第2 事業実施主体

1 実証支援事業

本事業の事業実施主体は、畜産クラスター協議会とする。

2 全国推進事業

本事業の事業実施主体は、基金管理団体とする。

第3 成果目標

要綱第7の2の畜産局長が別に定めるこの事業の目標年度及び成果目標は、次のとおりとする。

- (1) 実証支援事業の事業実施主体は、別記様式第1号の事業実施計画において、事業実施年度から起算して4年後を目標年度として成果目標を設定するものとする。
- (2) (1)の目標年度における成果目標は、地域の連携による収益力を向上させる取組により期待される高付加価値化、生産性向上、生産基盤強化、販路拡大等の定量的な指標を設定するものとする。
- (3) (1)及び(2)により設定した成果目標については、目標を達成するよう着実に実施すること。

第4 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、実証支援事業については地方農政局長等に、全国推進事業については畜産局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 実証支援事業の事業実施主体が1の事業実施計画を提出するに際しては、事業実施主体が所在する都道府県知事の意見を聴くものとする。
- 3 事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、事業実施計画の内容について、第5の基準に基づき審査を実施し、妥当であると認められるときは、これを承認するものとする。
- 4 事業実施計画の承認を行った地方農政局長等は、その内容を畜産局長、都道府県知事及び基金管理団体に通知するものとする。
- 5 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、1及び3に準じて変更の承認を受けるものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 助成額又は事業費の3割を超える変更

第5 事業実施計画の審査

実証支援事業に係る審査基準は次に掲げるものとする。

1 事業内容の妥当性

- ・事業内容が、地域の収益力向上につながるものとなっているか。
- ・協議会に参画する全ての畜産関係者等の利益に資するものであるか。

2 事業計画の妥当性、効率性

- ・成果目標とされる指標は適切であるか、目標値は適切であるか。
- ・成果目標以外の事業効果は適切なものであるか。
- ・手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。
- ・事業効果の達成のために、日程、作業手順、資材費等が効率的であるか。

3 事業実施体制の妥当性

- ・協議会等の組織及び体制が、事業実施のために適切なものとなっているか。

第6 補助対象経費等

- 基金管理団体は、本事業に直接必要な別表1及び別表2の経費について、予算の範囲内で第1の1の事業にあっては協議会に補助するものとし、第1の2の事業にあっては基金管理団体が行う事業として支出するものとする。
- 補助対象経費**
助成の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
なお、その経理に当たっては、別表1及び別表2の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。
- 補助の対象とならない経費**
事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。
 - (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
 - (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費
 - (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)

第7 事業実施状況等の報告

- 事業実施主体は、事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第2号により事業の実績報告書を作成し、実証支援事業にあっては地方農政局長等に、全国推進事業にあっては畜産局長に報告するものとする。
なお、補助金の交付に係る事業の実績報告は、基金管理団体が別に定めるところによるものとする。
- 実証支援事業の事業実施主体は、事業実施年度の翌々年度から目標年度までの間、毎年度の6月末日までに、別記様式第3号により事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

第8 事業の評価等

- 実証支援事業の事業実施主体は、自ら事業の評価を行い、第3の目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第4号により事業の成果状況報告書を作成し、地方農政局長等、都道府県知事及び基金管理団体に報告するものとする。
- 全国推進事業の事業実施主体は、自ら事業の評価を行い、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第4号により事業の成果状況報告書を作成し、畜産局長に報告するものとする。
- 1及び2により報告を受けた畜産局長及び地方農政局長等は、事業の成果状況の報告内容について、点検評価し、必要に応じて、都道府県知事及び基金管理団体と連携し、事業実施主体を指導するものとする。

4 1により報告を受けた地方農政局長等は、3により行った評価結果を畜産局長に報告するものとする。

第9 肉用牛・酪農重点化枠に係る特例

第1から第8までに定める他、肉用牛・酪農重点化枠として実施する場合にあっては、別添3のとおりとする。

別表1（第1及び第6関係）

事業名	補助対象経費	補助率等
実証支援事業	検討会の開催、先進地域等調査、畜産クラスターによる収益性向上に向けた取組の実証に必要な経費	定額、240万円以内とする。
	検討会の開催、先進地域等調査、畜産クラスターによる収益性向上に向けた広域的な取組の実証に必要な経費	定額、360万円以内とする。 (2以上の都道府県にまたがり、おおむね半径50km以上 の広域的な取組及び北海道において、おおむね半径100km以上の取組を対象とする。)
	子牛価格の低迷を背景に、市場等を単位とした要因分析や複数の畜産農家による経営改善策を講じること等の、地域一体となった子牛価格の向上等に向けた取組の実証に必要な経費	定額、2,000万円以内とする。
全国推進事業	推進会議の開催、優良事例調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスターコーディネーターの活動支援、各ブロック単位での畜産クラスター普及活動、畜産クラスターに係る普及推進・現地指導、畜産クラスターに係る情報交換、中心的な経営体の育成の推進、畜産クラスターに係る全国実態調査に必要な経費	定額

別表2（第1及び第6関係）

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上。該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。 本要領別紙2-1の別表1の補助対象機械装置については、補助の対象としない。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> 原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なH P作成のためのサーバ利用料等の経費	
消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費		<ul style="list-style-type: none"> 消耗品は物品受払簿で管理すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3万円未満のものに限る。） ・CD-ROM等の記録媒体（3万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる器具等（3万円未満のものに限る） 	
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを見らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施で

		等) を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するため に必要な経費	きるものとする。 ・補助金の額の 50 %未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直 接必要な分析、試験、加工 等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直 接必要な謝金等の振込手 数料	
	印紙代	事業を実施するために直 接必要な委託の契約書に 貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新 たに直接雇用した者に支 払う社会保険料の事業主 負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新 たに直接雇用した者に支 払う通勤の経費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿
○○農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

基金管理団体の長
又は
畜産クラスター協議会会长

○○年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（調査・実証・推進事業）（実証支援事業又は全国推進事業）実施計画の（変更）承認申請について

○○年度において、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（調査・実証・推進事業）（実証支援事業又は全国推進事業）を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙3の第4の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

※関係書類として別添【実証支援事業】又は【全国推進事業】を添付すること。

別添【実証支援事業】

1 事業の目的

--

2 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		円	円	円	

注：事業名には「検討会の開催」、「先進地域等の調査」、「収益力向上に向けた取組の実証」を記載する。

3 事業の内容

(1) 検討会の開催

開催回数	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

(2) 先進地域等の調査

調査地域	調査時期	調査員数	目的

注：目的は、調査地域の取組と本事業での取組計画との関連性を踏まえて記載する。

(3) 収益力向上に向けたクラスター協議会の取組の実証

取組内容	実施時期・回数

4 取組により期待される効果（成果目標）

成果目標（目標値・現状値）	
検証方法	
その他事業実施による効果	

注：成果目標は、地域の連携により収益力向上に向けた取組により期待される高付加価値化、生産性向上、生産基盤強化、販路拡大等の定量的な指標に係る事業実施年度を含む4年後の目標値を記載する。検証方法は、上記の指標に係る現状値・事業実施年度を含む4年後の目標値を具体的に検証する手法を記載する。また、成果目標以外に期待される効果を記載する。なお、畜産クラスター計画の作成又は見直しを行った場合にあっては、成果物として作成又は見直し後の畜産クラスター計画を提出すること。

5 協議会の構成員・団体及び事業の執行体制

所属	構成員又は人数	事業内容又は事業手続に係る役割

注：協議会を構成する全ての構成員・団体を記載する。

添付資料

1. 協議会の規約
2. ポンチ絵（事業内容、構成員、役割分担等）
3. 別表の細目を活用した事業費積算
4. 事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）
5. 都道府県知事の意見

別添【全国推進事業】

1 事業の目的

--

2 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		円	円	円	

注：事業名には、「推進会議の開催」、「優良事例調査」、「畜産クラスターコーディネーターの養成」、「畜産クラスターコーディネーターの活動支援」、「各ブロック単位での畜産クラスター普及活動」、「畜産クラスターに係る普及推進・現地指導」、「畜産クラスターに係る情報交換」、「中心的な経営体の育成の推進」、「畜産クラスターに係る全国実態調査」を記載する。

3 事業の内容

(1) 推進会議の開催

開催回数	開催時期	開催場所	構成員及び人数	会議の内容

(2) 優良事例調査

調査地域	調査時期	調査員数	目的

報告書作成時期	作成部数	配布先

(3) 畜産クラスターコーディネーターの養成（研修会の開催）

開催回数	開催時期	開催場所	参集範囲及び人数	内容

(4) 畜産クラスターコーディネーターの活動支援

派遣人数	派遣回数	内容

(5) 各ブロック単位での畜産クラスター普及活動（セミナーの開催）

開催回数	開催時期	開催場所	参集範囲及び人数	内容

(6) 畜産クラスターに係る普及推進・現地指導

派遣人数	派遣回数	内容

(7) 畜産クラスターに係る情報交換

取組事項	実施回数 時　期	取組内容等

(8) 中心的な経営体の育成の推進

取組事項	実施回数 時　期	取組内容等

(9) 畜産クラスターに係る全国実態調査

調査箇所数	調査先	調査内容等 (分析、情報発信等)

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿
○○農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

基金管理団体の長
畜産クラスター協議会会長

○○年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（調査・実証・推進事業）（実証支援事業又は全国推進事業）実績報告書

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）別紙 3 の第 7 の 1 に基づき、事業の実績を報告します。

※別添として、事業実施計画の承認（変更）申請時に添付した計画書に変更箇所を加筆し、変更前後の内容を反映した計画書を添付。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

○○農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

畜産クラスター協議会会長

○○年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（調査・実証・推進事業）（実証支援事業）実施状況の報告について

○○年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（調査・実証・推進事業）（実証支援事業）の実施状況について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙3の第7の2に基づき、別添のとおり報告する。

※関係資料として別記様式第4号の別添【実証支援事業】を添付すること。

なお、実証支援事業において、畜産クラスター計画の作成又は見直しを行った場合にあっては、成果物として作成又は見直し後の畜産クラスター計画を提出すること。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿
○○農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
都道府県知事
基金管理団体の長

基金管理団体の長
又は
畜産クラスター協議会会長

○○年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（調査・実証・推進事業）
(実証支援事業又は全国推進事業) 成果状況の報告について

○○年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（調査・実証・推進事業）（実証支援事業又は全国推進事業）の成果状況について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙3の第8に基づき、別添のとおり報告する。

※関係書類として別添【実証支援事業】又は【全国推進事業】を添付すること。

別添【実証支援事業】

1 事業内容

事業内容

2 実施期間

事業開始日	事業完了日	備考
年 月 日	年 月 日	

3 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
検証方法	
その他事業実施による効果	
所見	

注1：事業内容及び成果目標の具体的な内容については、事業実施計画に記載した内容を記載する。

注2：その他事業実施による効果については、事業実施計画に記載した事業効果等について、その状況を記載する。

注3：所見は、達成状況が低い場合の改善策等を記載する。

注4：事業実施年度の翌々年度から目標年度までの毎年度において、事業実施状況を報告する場合には、成果目標の「達成状況」を「取組状況」として取組状況等を記載し、検証方法等については省略することができる。

別添【全国推進事業】

1 事業内容

--

2 実施期間

事業開始日	事業完了日	備考
年 月 日	年 月 日	

3 事業の成果について

内 容	事業成果

注1：内容には、取り組んだ事業ごとの実績を記載する（取組数により適宜欄を追加）。

注2：事業成果には、自己評価を記載する。

4 事業の成果品等

事業実施の成果品（報告書等）又は事業の成果が確認できる資料等を添付すること。